

災害時におけるあっせん事業に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）が、福岡県弁護士会が設置した災害に関する対策本部の委託を受けて実施するあっせん及び仲裁の事業（以下「災害時ADR事業」という。）に関して必要な事項について、福岡県弁護士会紛争解決センター規則（以下「センター規則」という。）、福岡県弁護士会紛争解決センター手続規則（以下「手続規則」という。）、福岡県弁護士会あっせん・仲裁手数料規則（以下「あっせん・仲裁手数料規則」という。）及びあっせん・仲裁手数料細則の特則を定めることを目的とする。

(災害時ADR事業の対象)

第2条 災害時ADR事業によって実施するあっせん及び仲裁は、福岡県弁護士会が設置した災害に関する対策本部の設置の原因となった災害に起因するとして対策本部から委託を受けた民事上の紛争を対象とする。

(手数料の特則)

第3条 災害時ADR事業に係る申立手数料は、免除する。

- 2 災害時ADR事業に係る成立手数料は、あっせん・仲裁手数料規則第3条第1項により算定される金額の半額とする。

(申立ての簡素化)

第4条 災害時ADR事業に係る申立てにおいては、センター規則第13条並びに手続規則第16条第1項及び第2項（第26条第3項において準用する場合を含む。）を適用しない。

- 2 災害時ADR事業に係るあっせん又は仲裁を申し立てるには、申立人において、手続規則第17条第1項各号に定める事項を紛争解決センターに口頭で申述し、又は同項各号に定める事項を記載した書面をファクシミリ若しくは電子メールにより紛争解決センターに提出しなければならない。
- 3 申立人は、前項によりあっせん又は仲裁を申し立てた後、速やかに手続規則第16条第2項第3号から第6号までに掲げる書面を紛争解決センターに提出しなければならない。手続規則第26条が定める反対請求の場合も同様とする。

(規則等の適用)

第5条 災害時ADR事業についてこの規則に定めのない事項は、センター規則、手続規則、あっせん・仲裁手数料規則及びあっせん・仲裁手数料細則の例による。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成29年7月18日から適用する。

(承認日 平成29年8月24日)